

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-164335

(P2017-164335A)

(43) 公開日 平成29年9月21日(2017.9.21)

(51) Int.Cl.			F I			テーマコード (参考)		
A47C	9/00	(2006.01)	A 4 7 C	9/00	Z	2 D 1 3 2		
A47K	3/12	(2006.01)	A 4 7 K	3/12		3 B 0 8 4		
A47C	7/02	(2006.01)	A 4 7 C	7/02	Z	3 B 0 9 5		
A47C	7/62	(2006.01)	A 4 7 C	7/62	A			

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2016-53406 (P2016-53406)
 (22) 出願日 平成28年3月17日 (2016.3.17)

(71) 出願人 592037804
 株式会社三輝
 東京都大田区北糀谷1丁目20番8号
 (74) 代理人 100109553
 弁理士 工藤 一郎
 (72) 発明者 阿部拓也
 東京都大田区北糀谷1丁目20番8号 株式会社三輝内
 (72) 発明者 黒田靖史
 千葉県市川市新井2-13-16 エクレール1-201
 Fターム(参考) 2D132 DA02 DA03 DA10
 3B084 JA10 JB04
 3B095 AA09 AA10 CA05

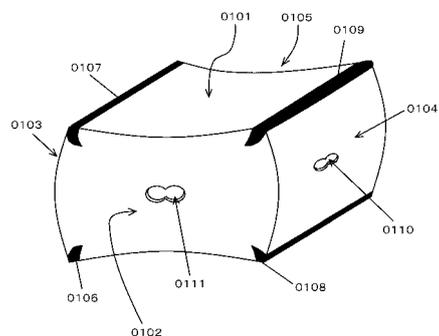
(54) 【発明の名称】 椅子

(57) 【要約】

【課題】従来の椅子は利用者の体格に応じて複数準備しなければならない場合があるが、複数準備するためのコストがかかる上に、椅子を利用する場所が面積として狭小であるような場合、例えば風呂場や脱衣場のような場所である場合には椅子を複数準備することによる床面積の占有も問題となっていた。

【解決手段】座面としての凹曲面を有する第一座面と、第一座面と略直行して隣接し、座面としての凹曲面を有する第二座面と、板状であるか枠状であるか問わない他の面と、から成る略直方体形状の椅子、さらには、第一座面又は第二座面が上面に配されて座面として利用される配置にて底面となる他の面の中の一面は、床接触領域に滑止部材を配した椅子を提案する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

座面としての凹曲面を有する第一座面と、
第一座面と略直行して隣接し、座面としての凹曲面を有する第二座面と、
板状であるか枠状であるか問わない他の面と、から成る略直方体形状の椅子。

【請求項 2】

第一座面又は第二座面が上面に配されて座面として利用される配置にて底面となる他の面の中の一面は、床接触領域に滑止部材を配した請求項 1 に記載の椅子。

【請求項 3】

他の面の中の一面は枠状で小物の出し入れが可能な出入面であり、
この面から他の面によって囲まれた空間を収納空間として利用可能である請求項 1 又は
2 に記載の椅子。 10

【請求項 4】

出入面と略直行して隣接する第一座面又は第二座面とこの座面に対する底面との間の収納空間内に両面に渡された機械的強度補強用の梁が設けられている請求項 1 から 3 のいずれか一に記載の椅子。

【請求項 5】

収納空間に出し入れするための引出であって、出し入れの際の引出に対する梁の通過軌跡にそってこれを避けるための溝を配置した引出をさらに有する請求項 4 に記載の椅子。

【請求項 6】

第二座面は二つ備えられている請求項 1 から 5 のいずれか一に記載の椅子。 20

【請求項 7】

前記滑止部材は第二座面の少なくとも二辺に沿って配される長尺ゴム部材である請求項 6 に記載の椅子。

【請求項 8】

第一座面と第二座面とは高さが異なる請求項 1 から 7 のいずれか一に記載の椅子。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、椅子であって、複数の座面を利用可能な椅子に関する。 30

【背景技術】

【0002】

椅子は身長に応じて適切な高さがある。したがって身長差が大きい複数の人に対しては複数の高さの椅子を用意する。

【0003】

例えば風呂場では幼児にとって成人向けの椅子は高すぎるので、特許文献 1 に記載の椅子のように幼児用に高さが低く作られた椅子を用意する場合があった。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2009 - 178280 公報 40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

風呂場内や脱衣スペースに成人用の椅子と幼児用の椅子を備えておくことは日本の住居事情からして好ましくない。一般に風呂場や脱衣スペースは数平方メートル程度であり、そこに洗濯機や乾燥機、洗面ボールや洗剤、シャンプーなどの戸棚があり、ただでさえ狭く感じる場合が多い。

このような場所に成人用の椅子と幼児用の椅子を備えておくことはただでさえ狭いスペースをさらに狭く感じさせる要因となり好ましくない。 50

【課題を解決するための手段】

【0006】

以上のような事態を回避すべく、本発明は、座面としての凹曲面を有する第一座面と、第一座面と略直行して隣接し、座面としての凹曲面を有する第二座面と、板状であるか枠状であるか問わない他の面と、から成る略直方体形状の椅子を提案する。

【0007】

また、第一座面又は第二座面が上面に配されて座面として利用される配置にて底面となる他の面の中の一面は、床接触領域に滑止部材を配した椅子。さらに、他の面の中的一面は枠状で小物の出し入れが可能な出入面であり、この面から他の面によって囲まれた空間を収納空間として利用可能である椅子。出入面と略直行して隣接する第一座面又は第二座面とこの座面に対する底面との間の収納空間内に両面に渡された機械的強度補強用の梁が設けられている椅子。収納空間に出し入れするための引出であって、出し入れの際の引出に対する梁の通過軌跡にそってこれを避けるための溝を配置した引出をさらに有する椅子。第二座面は二つ備えられている椅子。前記滑止部材は第二座面の少なくとも二辺に沿って配される長尺ゴム部材である請求項1から7のいずれか一に記載の椅子などを提案する。

10

【発明の効果】

【0008】

主に以上のような構成をとる本発明によって、異なる高さの座面が一つの椅子にて利用可能となり、成人用の座面の高い椅子と幼児用の座面の低い椅子の二種類の椅子を風呂場や脱衣スペースに備えておく必要を避けることができ、風呂場や脱衣スペースの利用可能床面積を可及的に広くすることができる。

20

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】実施形態1の椅子の一例を説明するための斜視図

【図2】実施形態2の椅子の一例を示す斜視図

【図3】実施形態1又は2の椅子の別の置き方の一例を説明するための斜視図

【図4】実施形態1又は2の椅子の利用方法の一例を示す斜視図

【図5】実施形態1又は2の椅子の利用方法の一例を示す斜視図

【図6】実施形態2の引出が収納空間に収納されている様子の一例を示す斜視図

30

【図7】実施形態2の収納空間の梁の一例を示す斜視図

【図8】実施形態2の引出の一例を示す斜視図

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下、本発明の各実施形態について図面と共に説明する。実施形態と請求項の相互の関係は、以下のとおりである。まず、実施形態1は、主に請求項1、2、6、7、8などに対応する。実施形態2は、主に請求項3、4、5などに対応する。なお、本発明はこれらの実施形態に何ら限定されるものではなく、技術常識に従って特許請求の範囲の各請求項に記載の技術的思想を有し、その要旨を逸脱しない範囲内において、様々な態様で実施し得る。

40

【0011】

<<実施形態1>>

<概要>

図1は、本実施形態の基本的な構成を示す図であり、複数の座面を有する椅子を示している。椅子は原則的に利用場所を限定するものではないが、例えば風呂場などの滑りやすく、椅子自体も濡れやすい場所で特に効果を発揮する。

【0012】

<構成>

図1を参照しながら本件発明の説明を行う。本件発明の椅子は、第一座面0101と第二座面0102と、他の面0103,0104,0105とから構成される。また、面が椅子の底面として利用さ

50

れる場合にその面に滑止部材0106,0107,0108,0109を有する。

【0013】

「第一座面」0101は座面としての凹曲面を有する。凹曲面は、座面の央部が最も低く周辺が徐々に外に向かってなだらかに高くなるように設計されていることが好ましい。臀部の落ち着きがよく座面が濡れている状態でも椅子から滑り落ちることを防ぐ効果を高めるためである。特に腰が据わらない幼児がこの座面に座る場合には凹曲面は比較的深い方がよく、例えば周辺の最も高い部分に比較して3ミリメートルから10ミリメートル程度低くなっていることが好ましい。浅すぎるとその効果が限られ、深すぎるとお尻の骨に高い部分が当たって座り心地が悪くなるからである。この図では第一座面は、後に説明する第二座面よりも低くなるように設計されており、成人用の座面と幼児用の座面とを使い分けるような場合には、この第一座面が幼児用の座面として利用されるのが好ましい。

10

【0014】

「第二座面」0102は、第一座面と略直行して隣接する。座面は第一座面と同様に凹曲面を有するように設計されている。その様子は第一座面とほぼ同じである。図1の場合には第二座面は第一座面よりも面積が小さめである。第一座面を幼児用とする場合にはいまだに幼児の座りが確かでないのでふらついて椅子から落ちないようにある程度の面積を備えていることが好ましい一方、第二座面を成人用とする場合にはすでに足腰もしっかりしており容易に座面から滑り落ちるようなことは想定できないのでその面積は相対的に狭くとも問題とならない。したがって、本実施形態の第二座面は第一座面に比較してその面積が狭くとも問題ない。さらに凹曲面の央部と周辺部との高低差であるが、第二座面を成人用に設計するならば第一座面ほどの高低差は必要ない。前述のとおり成人が椅子から滑り落ちるようなことは想定しやすく、座り心地を損なわない程度の計上であれば問題ないからである。したがってその高低差は2ミリメートルから5ミリメートル程度で十分である。

20

【0015】

また、第一座面は第二座面と略直交して隣接する二以上の面に設けられていてもよい。ひっくり返した際に座面として利用できない面が上になると再度ひっくり返さなければならず、手間となるからである。

【0016】

そしてさらには、図1において黒で塗りつぶして示すように、底面となりえる椅子の面にはその床接触領域に滑止部材を配置すると好ましい。風呂場のように滑りやすい場所では椅子に腰が据えられていても、椅子ごと床を滑ることで椅子から落ちる危険があるからである。本図においては滑止部材0106,0107,0108,0109は第一座面の曲線を構成しない辺に沿って長尺状に配されている。第一座面はしたがってこの場合には雨樋の湾曲を少なくした形状をしており、雨樋形状の横断面視にて両端部に配置されていることとなる。この滑止部材の代表例はゴム素材であり、所定の幅を持たせることで強固に濡れた床面に対して静摩擦力を利かすことができる。また座面端部で盛り上がるように配置されていることが好ましい。例えば2ミリメートルから5ミリメートル程度盛り上げて配置されていると良い。

30

【0017】

さらにこの滑止部材を長尺状とすることにより、座面に座った人のお尻が滑り落ちることをさらに有効に防止することができる。ゴムは人肌に対して有効な摩擦力を発揮するからである。また椅子を濡れた床面などで転がすときに滑止部材の部分を支点や支承辺として利用できる。プラスチック等は濡れた床面に対して滑りやすく支点等に不向きであり、この点でゴムなどは便利である。

40

【0018】

また、座面を含む椅子の面には椅子自体を持ち運んだり、姿勢を変えるためにひっくり返すために穴0110,0111を設け、これを指などを差し込むために利用できるようにしてもよい。

【0019】

図3は、本実施形態の椅子ないしは次の実施形態2の椅子を図1とは異なる置き方にし

50

た場合の斜視図である。この図ではすでに説明した第一座面に代えて第二座面が上側に配置されている。第二座面においてはその周辺の四辺がすべて凹曲線状をなしており、したがって滑止部材が配置されるのは第二座面の四頂点をなす部分であり、この四か所に滑止部材03062,03072,03082,03092が配置される。設計的にはこれら四頂点の滑止部材は第一座面を構成していた長尺状の滑止部材0307,0309などと一体の部材を利用してもよい。むしろ、第一座面と場合によりさらにこれに対向する面（これは異なる第一座面である場合がある）の直線辺に沿って溝を設け、その溝にゴムを埋め込むとともに、その溝の末端を第二座面に設け、ゴムの断面部分を第二座面の滑止防止部材として流用することが好ましい。この図3では、第二座面の四辺以外の椅子の辺にはすべて滑止防止部材を長尺状に配置して第一座面とこれに対向する面（これも第一座面と称する）及び、二つの第一座面に略直交する第二座面の三面を座面として利用可能としている。

10

【0020】

さらに、図5にあるように、前述の穴0512(0212)は、指をひっかけて椅子を移動したり、ひっくり返したりに利用するのみならず、手桶0501の持ち手部分を挿入してこれをひっかけて収納するのに利用するように設計してもよい。

【0021】

<<実施形態2>>

<概要>

図2は、本実施形態の基本的な構成を示す図であり、椅子の一面は枠状であって小物の出し入れが可能な出入面0205となっており、この面以外の面で囲まれた椅子の内部空間が収納空間として利用可能なように構成されている実施形態1の椅子を基本とした応用の発明である。実施形態1の椅子と同様に、椅子は原則的に利用場所を限定するものではないが、例えば風呂場などの滑りやすく、椅子自体も濡れやすい場所で特に効果を発揮する。出入面0205は、略直交する他の面に隣接する枠状部材0216を設けることで構成される。

20

【0022】

<構成>

図2に示すように本実施形態の椅子は、第一座面02011と第二座面0202とあれば好ましい滑止部材0206,0207,0208,0209,0210,0211,0212,0213等を有するとともに、出入面0205を有する。つまり、出入面は枠状の面である。この実施形態では、出入面は平面的であり、したがってこの面と面一に滑止部材0210,0211,0212,0213が配置されており、さらにこの面と対向する面が第二座面0202となっている。好ましい例としては、第一座面02011と対向する面も第一座面02012である。

30

【0023】

図2に示すように出入面0205は、枠状である。つまり枠状部材0216と、その中央部の開口とからなっている。枠状でなければ、つまり枠状部材を配置しなければ椅子の強度を保てない場合があるからである。特に椅子の部材としてプラスチック類を用いる場合には枠状でなければ機械的強度を保つことが難しくなる。素材が脆性だからである。また、出入面0205は、周囲の四辺が滑止部材0210,0211,0212,0213にて囲まれており、滑止部材をその配置面からわずかながら高く、例えば2ミリメートル（これより低いと効果が小）から5ミリメートル程度（これより高いと凸状過ぎて邪魔になる）、設けることで滑止効果を十分に発揮できるとともに、枠状の出入面0205そのものは、つまり枠状部材は、床面と接触することを防止して面に対する床からの損傷を防止することができる。さらに穴0210,0212を第一座面の両側面に設けることで低い位置にこの穴を配置することができ、幼児のような背の低い人でも足元から十分に持ち上げてこの椅子を運ぶことができる。図4は、この穴0412を持ち運びのためのみならず手桶0401などのひっかけのために用いる場合の例を示している。

40

【0024】

図6は、出入面を利用して椅子0601の内部の収納空間に引出0602を収納した様子を示す図である。引出を利用することにより小物をより整然と収納、取り出し可能となる。また課題にも述べたが例えば風呂場のような狭小な空間の有効活用にこの引き出しは資するこ

50

ととなる。

【0025】

図7は最適な収納空間の内部構造を出入面の枠状部材部分(図2中の0216相当部分)を仮想的に取り外した状態で描いたものである。出入面と略直交して配置される二つの第一座面(場合により第二座面とその他の面、第一座面とその他の面である場合もある)間には機械的強度を補強するための梁0704が設けられている。図では明確でないが、この梁は板状の梁で出入面直近から奥側の面(例えば第二座面)にまで達し、奥側の面に固定されている。さらに引出が出入面の枠状部材に邪魔されて引き出しにくくなったり、収納空間内にて上下方向に暴れないようにレール0702,0703,0705,0706が設けられている。つまり引出はこのレールに上下を挟まれた状態で出入される。またこのレールの高さは、枠状部材の幅とほぼ同等となる。このレールが引出の上下動を規制するとみる場合に(つまり上下方向をそのように観念する場合に)左右方向を規制するためのレールは特段設けられない。それは、左右方向の位置規制は、梁0704を用いて行うからである。

10

【0026】

図8は、本実施形態における引出の構造を示すための図である。この図で明らかのように、引出には引出を収納空間に出入する際に引出に対する梁の通過軌跡にそってこれを避けるための溝0801を配している。そして、梁0704と溝0801との協働によって、引出は左右方向に位置規制されて大きく左右に引出が暴れることなく、前述のレールによって上下方向に位置規制され大きく引出が暴れることなく、前後方向にのみ自由度を持つことによってスムーズな出し入れが実現する。したがって椅子の向きを変える動作によって引き出しの天地が90度ないしは180度転回するような事態となっても引出は安定的に椅子の収納空間内に所在することが可能となる。

20

【0027】

図8の引出の底面08031,08032には穴が設けられており、底面に水が滞留することを防止し、引出の内部を清潔に保つように構成されていることが好ましい。なお、ここから排出された水は椅子の各面に備えられている穴(指をひっかけたり手桶などをひっかけたりするためのもの)から椅子の外部に排出されるように構成することが好ましい。また引出の出入が容易なように引手0804が設けられていることが好ましい。

【0028】

図8の引出の底面の外面側には好ましくは引出レール0805,0806が設けられている。これはレールとして引出の底面にそって奥側に続いていてもよいし、続いていなくともよいが、少なくとも引出の手前側の底面には設けられていることが好ましい。これは、引出が収納空間に押し入れられた後に引出レール0805,0806が出入面の枠状部材(図2中0216に相当部分)に引っかかることによって引出が簡単に滑りだすことがないようにするためのストッパーの役割を果たす。なおレールの高さは2ミリメートルから5ミリメートル程度がよい。これより短いと引っかかりが弱く、逆に高いと引っかかりすぎるからである。

30

【0029】

図7で説明したレール0702,0703,0705,0706は、その接地面からの高さが出入面の枠状部材の接地面からの高さよりも例えば数ミリメートル程度低めに設けられており(例えば2ミリメートルから5ミリメートル程度:より短いとストッパー効果が少なく、より長いと引っかかりが強すぎる)引出を収納空間に入れる動作の際には、引出の底面は出入面の枠状部材の上端縁上を滑りながら進行し、最終的に引出の底面の全長が収納空間内に収まる瞬間に引出の底面は枠状部材の上端縁上から離脱して全体がレール0702,0705又は0703,0706上に落ち込み、この引出の底面に設けられた引出レールが強固に出入面の枠状部材に突き当たることによってより引出が収納空間から意図せずに滑り出すことを防止する。

40

【0030】

<効果>

主に以上のような構成をとる本発明によって、異なる高さの座面が一つの椅子にて利用可能となり、成人用の座面の高い椅子と幼児用の座面の低い椅子の二種類の椅子を風呂場や脱衣スペースに備えておく必要を避けることができ、さらに風呂場や脱衣スペースに常

50

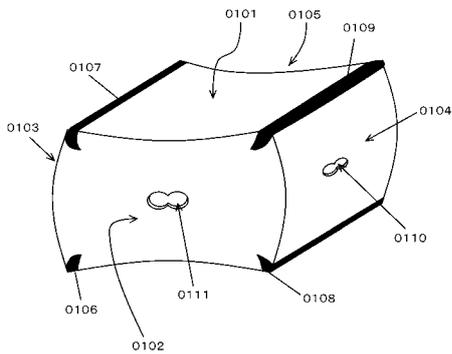
備しなければならない小物類を椅子に収容可能であり、椅子を移動させたり、ひっくり返したりしても容易に収納空間の内容物が周囲に飛び出さないようにすることができる。

【符号の説明】

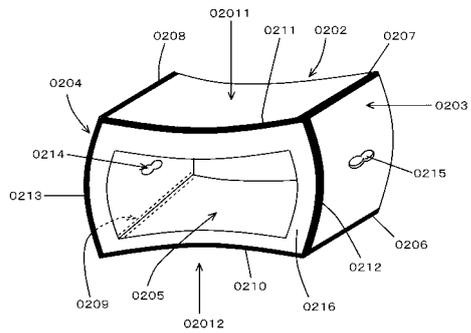
【0031】

0101...第一座面、0102...第二座面、0103...他の面、0104...他の面、0105...他の面、0106...滑止部材、0107...滑止部材、0108...滑止部材、0109...滑止部材、0110...穴、0111...穴、02011...第一座面、02012...他の面又は第一座面、0202...第二座面、0203...他の面、0204...他の面、0205...出入面、0206...滑止部材、0207...滑止部材、0208...滑止部材、0209...滑止部材、0210...滑止部材、0211...滑止部材、0212...滑止部材、0213...滑止部材、0214...穴、0215...穴、0702...レール、0703...レール、0704...梁、0705...レール、0706...レール、0801...溝、0805...引出レール、0806...引出レール

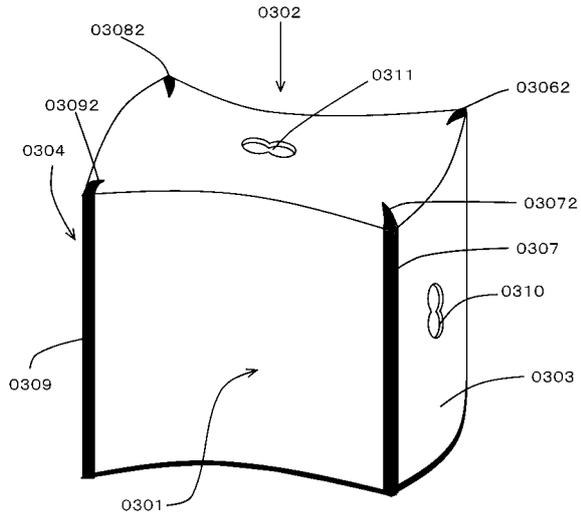
【図1】



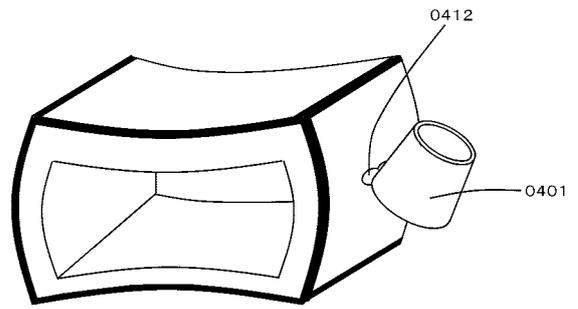
【図2】



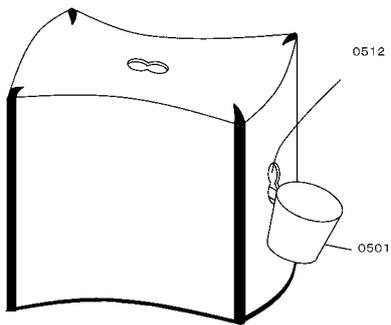
【 図 3 】



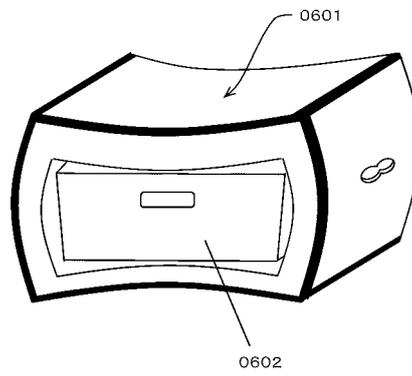
【 図 4 】



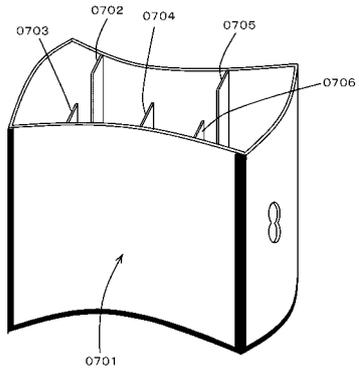
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】

